

神奈川県立西湘スポーツセンター ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

神奈川県立西湘スポーツセンターの命名権（ネーミングライツ）の活用に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 本県のネーミングライツの概要

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツパートナー）からその対価をいただき、当該施設の管理運営に役立てます。

なお、募集する愛称は一般的な呼称として用い、条例上の施設名称は変更しません。

3 募集の内容



施設の名称	神奈川県立西湘スポーツセンター
所在地	神奈川県小田原市西酒匂 1 丁目 1 番26号
設置目的	スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もつて県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため
施設概要	○ 経緯 昭和 57 年（1982 年）開所 平成 11 年（1999 年）体育センター小田原駐在事務所が設置され、県立体育センターに統合 平成 22 年（2010 年）指定管理者制度（1 期目）を導入 平成 27 年（2015 年）指定管理者制度（2 期目） 令和 2 年（2020 年）指定管理者制度（3 期目）

	○ 施設の構造及び規模 敷地面積：30,430.31㎡ 建築物：管理棟(RC造、地上2階)、体育館棟(RC造、地上2階)、附属棟(RC造、地上1階)、テニスコート、スポーツ広場、ニュースポーツ広場、レクリエーション広場 延床面積：4,070.40㎡ ○ 開館時間、休館日 開館時間：午前9時から午後9時まで 休館日：月曜日、休日の翌日、年末年始 ※第4月曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除き無休 ○ 来館者実績 令和5年度（2023年度） 236,885名 ○ 管理運営 指定管理者：BSC・三洋装備グループ 指定管理期間：令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日 指定管理事業内容：施設の維持・管理・運営
愛称の募集対象	施設全体
主なイベント	○ 県内の小中高校、大学の競技大会やスポーツ団体などが主催の大会を実施。 ○ 地域住民や利用者向けにスポーツ・カルチャープログラム、スポーツイベントを実施。子どもから高齢者まで多くの方が参加。 ○ 未病センター主催の健康プログラム、エクササイズなどのイベントを実施。 ○ 近隣の総合型地域スポーツクラブ等の活動を支援。
契約期間	令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで
命名権料	年額50万円以上 （契約額は消費税及び地方消費税を加えた額となります）

付帯提案	命名権料の金額以外に、ご提供いただける提案がある場合は記載してください。 当該提案は、金額に換算し、命名権料に含めることができます。 ※ 金額換算相当額の積算に係る考え方 例1：物品の提供の場合 物品の単価（宣伝分を除く）× 個数 = 金額換算分 例2：労務の提供の場合 人件費（単価）× 時間（日数） × 人数 = 金額換算分 ※ 応募価格に含めた付帯提案の金額換算相当額が適当でないと判断した場合、県で換算相当額を補正し、応募価格に含めます。
命名権料により県が行う事業	○ 施設・物品等の改修及び修繕
愛称の要件	○ 施設の用途に沿った用語を使用すること。 「スポーツ」という用語を使用すること。 例：「××スポーツセンター」など ○ 神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に該当する愛称は不可
愛称の提示が想定される場所	○ 正面玄関、入口の看板 ○ 利用案内看板 ○ その他、パートナーから提案があった場所については、県との協議の上、決定する。 ※ 看板の仕様は別途協議します。費用はネーミングライツパートナーの負担となります。
その他の県の取組	○ 県ホームページでの愛称の使用 ○ 施設ホームページ、施設案内リーフレットでの愛称の使用 ○ 県の広報媒体での愛称の紹介、県内市町村に対する愛称の使用の働きかけ等

4 導入までの流れ

- (1) 導入施設、導入条件の決定
- (2) ネーミングライツパートナーの募集
- (3) 申込書等の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉者の選定
- (6) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (7) 協定・契約の締結
- (8) 施設の表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

5 応募資格

別表1「応募資格」に定めるとおり。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

また、広告代理店を通じて申し込むことも可能ですが、この場合、神奈川県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

6 募集方法等

(1) 募集期間

令和6年(2024年)10月17日(木)から令和7年(2025年)1月16日(木)まで

(2) 申込書等の提出

次の書類(原本を正本として1部、コピーしたものを副本として2部)を提出していただきます。

ア ネーミングライツパートナー申込書(別紙1)

イ 企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

オ 納税証明書(提出日において発行の日から3ヵ月以内のものに限る)

 a 神奈川県税の未納がないことの証明書(県内に事業所等を有する場合)

 b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(直近1年分)

カ 決算報告書(直近3ヵ年分)

キ 定款、寄附行為若しくは規約

ク 役員等氏名一覧表(別紙2)

※ グループで応募する場合は、構成する各法人についてイ〜クの書類を提出してください。

(3) 留意事項

- ・ 提出は直接持参いただくか、郵送してください。なお、募集期間の最終日となる令和7年(2025年)1月16日(木)の17時15分必着とさせていただきます。
- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は複写のうえ選定委員会委員へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。
- ・ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ・ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、外部委員(弁護士、公認会計士など)と施設所管部局職員等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たって、選定委員会において、各委員から、応募者、愛称、応募金額、社会貢献の実績等に関する意見を聴取し、当該意見を参考に優先交渉者及び次点優秀者を選定します。応募が1件のみの場合も、県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか、別表2「審査基準」に基づき審査します。ただし、応募が1件の場合には、審査を簡略化します。

(3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき

イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

オ その他不正な行為があったとき

(4) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

8 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

9 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

ア 「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき

イ 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき

ウ 倒産又は解散したとき

10 その他

(1) 愛称の周知

決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初からの愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

(2) 指定管理者との協議

施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し具体的な愛称の提示方法についてネーミングライツパートナー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(3) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

(4) 費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、命名権料とは別に負担していただき

ます。

区 分	ネーミングライツパートナー	県
敷地内外の看板の表示変更 ^{*1 *2}	○	
印刷物、ホームページの表示変更 ^{*3}		○
協定期間終了後の原状回復	○	

*1 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。

*2 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。

新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

*3 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

(5) 愛称の文字数

e-kanagawa施設予約システムの入力文字数制限のため、愛称の文字数は15字以内とすることを推奨します。愛称が15字を超える文字数となり、入力ができない場合には、愛称の省略や従前の施設名のままとすることがあります。

11 問合せ先・提案書提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 施設グループ

電話 045-285-0795 FAX 045-662-5557

E-mail:sport-renraku@pref.kanagawa.lg.jp

(直接お持ちになる場合は、以下の住所にお越しください。)

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 2 丁目14番地 大同生命横浜ビル10階

応 募 資 格

- 1 応募資格を有する者は、法人若しくはそれらにより構成されたグループであること。
ただし、次の各号に該当する者は除く。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
 - (3) 神奈川県から指名停止措置又は不利益処分を受けている者
 - (4) 県税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
 - (5) 政治団体又は宗教団体
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
 - (7) 消費者金融、たばこに係る事業を営む者
 - (8) ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係る事業を営む者
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (10) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者
 - (11) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - (12) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (13) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (14) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (15) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、ネーミングライツ導入時点の指定管理事業内容と競合する者（ただし、ネーミングライツ導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く）
 - (16) 施設の平穩、安定的な管理運営に支障をきたすおそれがあると県が認める者
- 2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

評 価 基 準

評価基準項目	視 点 等	失格要件
命名権料 (70点)	・他の応募者と比較した場合の命名権料の高さの度合い	
提案された愛称 (10点)	・施設のイメージに合うか ・県民の方々にとって親しみやすいものか	・ 10 点満点中 6 点未満の場合は失格とする。
法人等の社会貢献、事業内容、経営体制 (20点)	・社会貢献に理解があり、適確な取組実績があるか（特にスポーツ推進に関するものは加点） ・今後の社会貢献の取組みが期待できるか（特にスポーツ推進に関するものは加点） ・施設等の設置目的と企業等の事業内容との関連性 ・経営の健全性等が高いか	・ 20点満点中 7 点未満の場合は失格とする。

【主な愛称の掲示場所】

○ 写真

①



②



③



④



○ 地図

